

## 課題対応取組報告書

【共通】

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 名称  | 春日出地域総合相談窓口（春日出ランチ） |
| 提出日 | 令和 7 年 6 月 24 日     |

|  |   |  |
|--|---|--|
| カテゴリー<br>（※主なものをひとつチェック）                 | <input checked="" type="checkbox"/> 地域や専門職とのつながり等<br><input type="checkbox"/> 認知症高齢者等の支援<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   | <input type="checkbox"/> 社会資源の創設（居場所づくり等）<br><input type="checkbox"/> 自立支援・介護予防・健康づくり等 |
| 活動テーマ                                    | 地域から孤立しがちな高齢者の予防支援策として地域支援関係者と連携を図り、ネットワークを構築する（継続実施）   |  |
| 地域ケア会議から<br>見えてきた課題                      | 認知症等ケースで権利擁護支援として成年後見制度を検討して活用する際に、本人自身の意思決定を尊重しなければならぬ（無理をすとかかわり拒否につながる）⇒本人の意思決定支援   |  |
| 対象                                       | 西九条地区民生委員児童委員協議会  |  |
| 地域特性                                     | 春日出地域総合相談窓口（以下「ランチという」）の担当圏域は春日出中学校区である。担当圏域内の高齢化率は西九条地区が30.1%、梅香地区が29.1%、春日出地区（春日出中、春日出南）が24.8%となっており、担当圏域内平均は28.0%である。（此花区全域は28.0% 令和2年の国勢調査より）公民館、集会所、憩いの家などの利用状況は活発になってきており、西九条駅付近にはクレオ大阪西や此花会館梅香殿、此花スポーツセンターなど、社会福祉施設や文化施設等も多くの住民が利用している。戸建ての空き家が増加している様子がみられ、一方で更地には新しいマンション建築が目立つようになっている。   |  |
| 活動目標                                     | 権利擁護支援を主として地域支援関係者と連携を図り、ネットワークを構築する  |  |
| 活動内容<br>（具体的取組）                          | 権利擁護支援講座「意思決定支援と法律行為」<br>・任意後見契約（成年後見制度）、死後事務委任契約、遺言書の3項目について<br>本人自身の考え、思い、気持ちをどうするか。本人の意思を尊重した支援を行うことが重要であり、地域において権利擁護支援を主とした意思決定支援と法律行為についての講座を開催した。<br>（7月23日事前説明、11月28日開催）<br>参加者：西九条地区民生委員児童委員8名<br>協力：此花区南西部地域包括支援センター（以下「包括という」）  |  |
| 成果<br>（根拠となる資料等があれば添付すること）               | 課題対応取組み実施3回目であり、権利擁護支援を主として地域支援関係者と連携を図りネットワークを構築するための講座を1回目、2回目に続いて実施した。<br>権利擁護支援の重要な考えとして意思決定支援では支援する側の視点ではなく本人の視点に立つこと。生活、人生は意思決定の連続であり、だれもが何かを選んだり迷って決められなかったり等の連続であることであり、要援護者のそれぞれの環境や状況に応じて必要な配慮や支援を行うことを法律行為に基づいた講座を受けてもらった。<br>振り返りのアンケートには参加者全員から理解が深まった、今後の民生委員児童委員活動に活かそうという前向きな意見を得ることができた。具体的には「もっと勉強しなければいけない」「まだまだ知らない言葉、事柄が多くて驚いた」「特に家屋と現金がある場合の事例が身近に感じられた」等の感想、気づきがあり今回の講座への関心の高さを知ることができた。3回目ということで質疑応答も多くありネットワークの形成は進んでいると考えている。 |  |
| 今後の課題                                    | 物事を判断する能力が十分でない方に対する権利擁護支援のための重要な手段の一つである成年後見制度の認知度は、いまだ高いと言える状況ではないため制度理解を促進するとともに、財産管理を中心とした支援だけでなく、意思決定支援や身上監護等の福祉的な視点に立った支援もあるということも理解してもらいたい。地域を基盤とした支援において権利擁護支援は重要な機能の一つとして位置づけられ、特に意思決定支援は参加者からの関心も高く、今後も計画的に継続性をもって取り組んでいく必要がある。<br>地域に存在が根付いている包括からのスーパービジョンを受けランチとしての役割や特性を精査し、次年度の実践につなげていきたい。  |  |
| ※以下は、区運営協議会事務局にて記入                       |   |  |
| 区地域包括支援センター<br>運営協議会開催日                  | 令和 7 年 7 月 1 1 日（金）   |  |
| 専門性等の該当<br>（※該当個数は問わない）                  | <input checked="" type="checkbox"/> 地域性 <input checked="" type="checkbox"/> 継続性 <input checked="" type="checkbox"/> 浸透性・拡張性 <input type="checkbox"/> 専門性 <input type="checkbox"/> 独自性   |  |
| 評価できる項目（特性）<br>についてのコメント                 | ・非常に難しい制度だが、積極的に広報を行い、医師会でも相談が増えてきたという報告があり、徐々に地域に浸透してきている。権利擁護の浸透を図っている。（浸透性）<br>・個人の意思決定支援にも熱心に取組み、地域に普及しており、成果といえる。（地域性、継続性、浸透性・拡張性）<br>・地域関係者の意見を取り入れながら連携し取組み、課題解決に向け計画的に取り組んでいる。また活動からその有効性や必要性の広がりを確認している。（地域性、継続性、浸透性・拡張性）<br>・難しい内容を継続して続けて取り組んでおり、理解が深まっている。（継続性、浸透性・拡張性）   |  |
| * 今後の取組継続に向けて、区地域包括支援センター運営協議会からの意見等を記載。 |   |  |